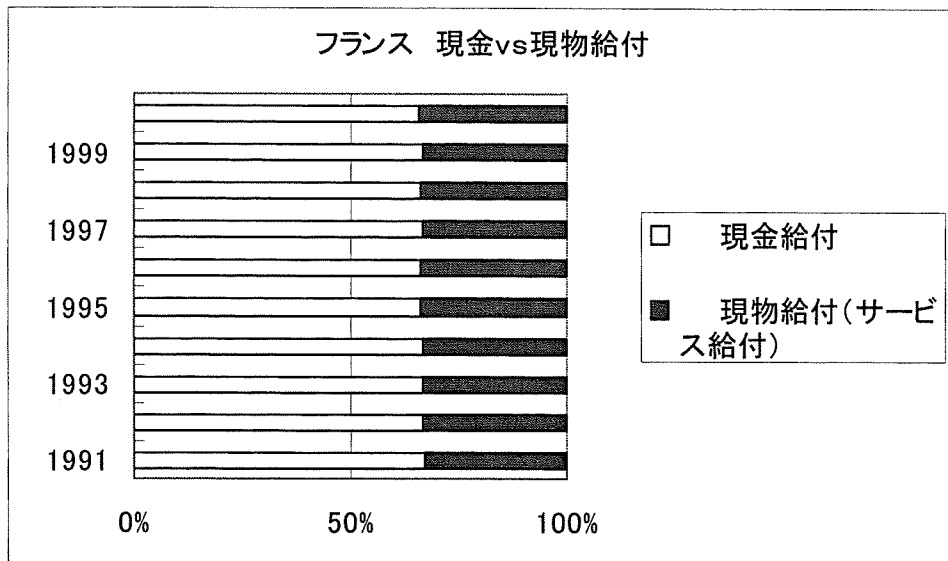


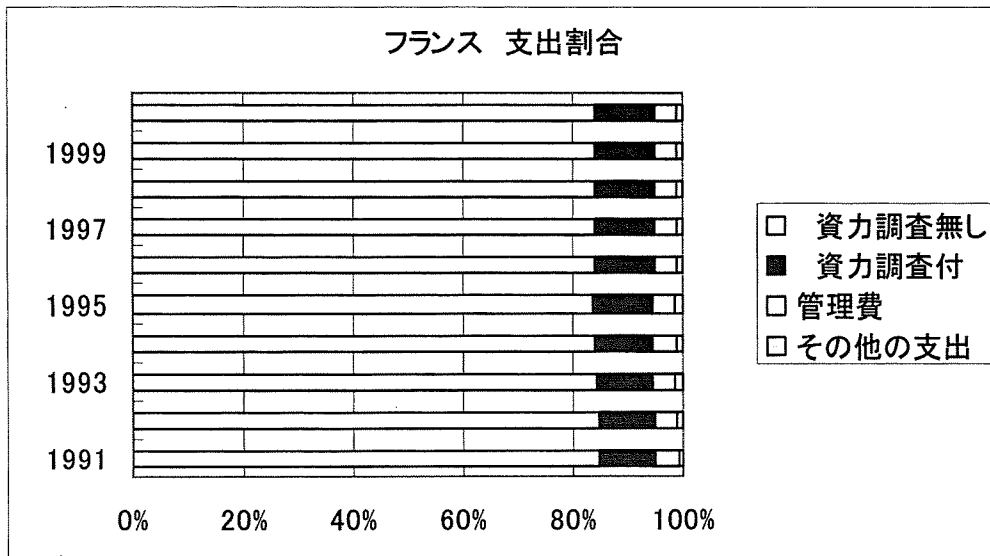
図 4 :



	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000p
現金給付	67.0%	66.8%	66.8%	66.5%	66.3%	66.4%	66.5%	66.2%	66.5%	65.7%
現物給付(サービス給付)	33.0%	33.2%	33.2%	33.5%	33.7%	33.6%	33.5%	33.8%	33.5%	34.3%

スウェーデンの場合と同様、フランスも若干現物サービスが増えた。

図 5 :



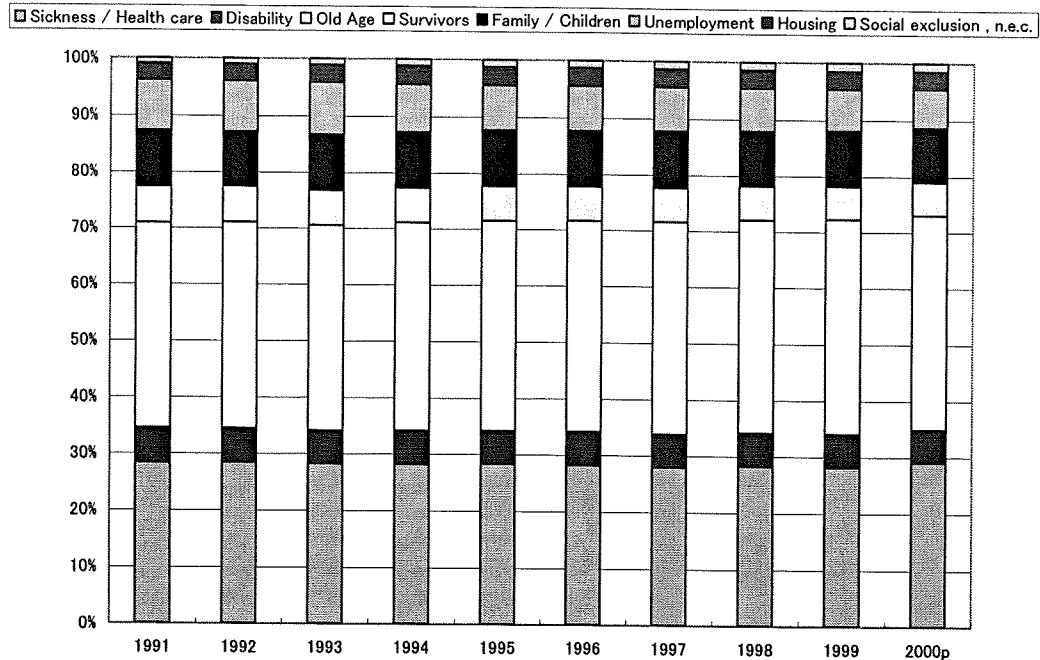
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000p
資力調査無し	84.8%	84.7%	84.2%	83.9%	83.7%	84.1%	84.0%	83.9%	83.9%	84.2%
資力調査付	10.3%	10.2%	10.5%	10.8%	10.9%	10.9%	11.0%	11.0%	11.0%	10.9%
管理費	4.0%	4.0%	4.0%	4.1%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
その他の支出	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%

資力調査の有無に関する分類では、フランスの場合はほとんど変化が無かった。資力調査は日本でいうと生活保護などの最低生活水準の維持を保障する場合に用いられている。全

額税金による財源が当てられることが多いため、資力調査をして、不公平にならないように配慮されている。

図 6 :

フランス 機能別支出割合の推移(1990~2000年)



	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000p
Sickness / Health care	28.1%	28.3%	28.0%	28.0%	28.1%	28.0%	27.8%	28.1%	28.0%	29.1%
Disability	6.2%	5.9%	5.8%	5.9%	5.8%	5.9%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%
Old Age	36.1%	36.3%	36.2%	36.8%	37.1%	37.2%	37.5%	37.6%	38.0%	38.1%
Survivors	6.5%	6.4%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%	6.1%	6.1%	6.0%	5.9%
Family / Children	9.9%	9.7%	9.8%	9.8%	9.9%	9.8%	10.0%	9.8%	9.8%	9.6%
Unemployment	8.8%	8.9%	9.2%	8.4%	7.8%	7.9%	7.8%	7.5%	7.3%	6.9%
Housing	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.2%	3.1%	3.2%	3.2%	3.1%	3.1%
Social exclusion, n.e.c.	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%

フランスの場合、機能別支出の変化はあまり大きくなく、疾病と老齢が増えつづけている一方で失業が減少していることが特徴である。1997年から1998年にかけてフランスで一般政府財源が大幅に増加したのはCSG (generalized social security contribution) の導入によるが、これは医療保険の財源確保に多くを費やされたと言われている。なおフランス同様税財源の割合が増大したイタリアの場合も1998年に新税(IRAP)が医療保険の被保険者拠出に代わって創設されたことによる。⁴

スウェーデンの例とフランスの例をみると、財源の変化が社会給付や支出の構造に影響をあたえているとは考えにくい。財源が税であるか社会保険料であるかで、給付認定の方法(資力調査付きか無しか)が規定されているという直接的な関係も見られない。しかし、給付の規模が制度や人口構造に規定される以上、財源の変更が直接的に給付の構造に影響を与える余地は無い。財源の種類によって給付の在り方に区別をしなければならないとす

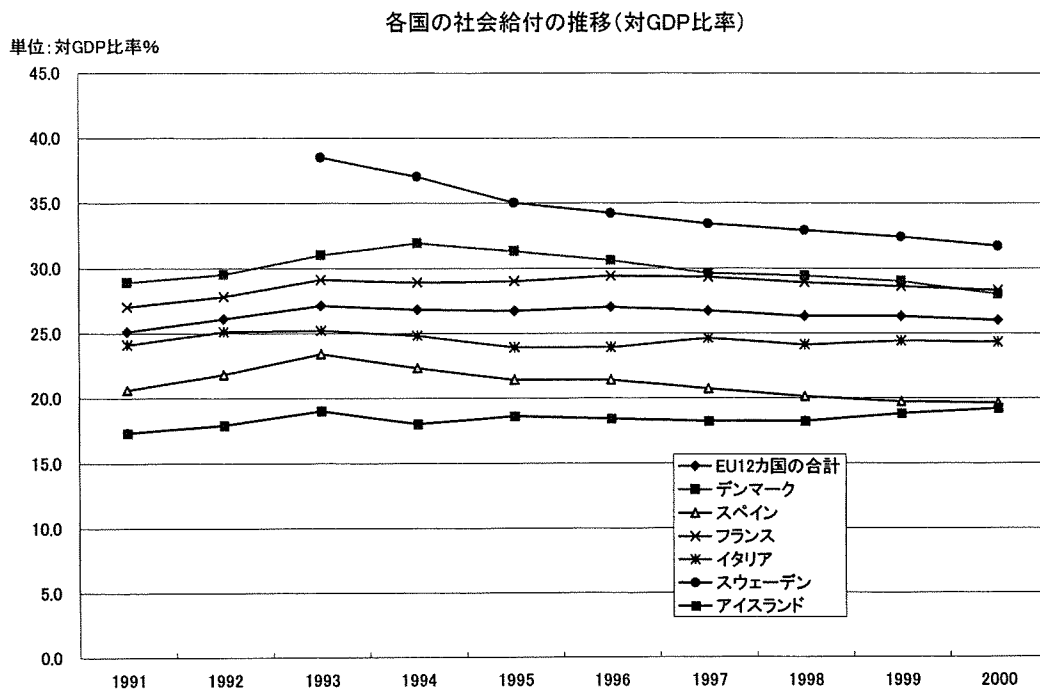
⁴ 6/2004, Gerard Abramovice, Social Protection in Europe, EUROSTAT

るのは、まったく制度が無い状態から制度を創る場合に考えることであって、すでに制度があり、その財源構造が変化する場合はかならずしもそのような理念は継承できないのが実際だ。

3. 社会給付の規模の変化と財源構造の変化

一国の経済力に照らし合わせて 1991 年～2000 年までに、社会給付はどのように推移してきたのかを表したのが図 7 である。1993 年及び 1994 年をピークとして最近はやや横ばいになっており、デンマークとスウェーデンでは確実に給付の圧縮が行われている。

図 7 :



しかし、この動きには注意すべき点がある。それはGDPの算出方法の更新がこの間におこなわれ 1993 年～1996 年にかけての減少は、93 SNA に更新されたGDPが見かけ上大きくなり対GDP比率を下げる結果になった効果があったことも記憶にとどめておく必要がある。⁵ だが更新されたGDPの影響を考えると、1990 年代半ばから終わりにかけて社会給付の規模が安定して推移し増加しなかったという事実をゆがめるほどの影響はない。このように、1990 年代財源構造に変化があった国であったとしても、それは給付増によるものではなく何らかの財政上の変更であったことがわかる。ある国では財源を一般政府税収にもとめ、ある国では社会拠出の事業主負担または被用者負担にもとめるという違いがどのような背景から生まれてくる相違なのだろうか。持続可能な安定的な財源を得るため

⁵ 同 6/2004, Gerard Abramovice.

の模索が、いずれの国においてもなされている。日本においても、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度など社会保険の形態をとりながらも、多くの公費の投入をとまなう制度によって財源を確保してきた。各国の財源確保議論の違いに着目すべきだと思う。

4. 世帯レベルでの負担の違い

なぜ一般政府財源へのシフトが選択される場合と、社会保険料拠出へのシフトが選択される場合にわかれるのだろうか。実際の税制改革や年金保険料等の策定については、産業会労働組合等の多くの関係団体の政策的な意図や駆け引きで決まることが多い。しかし、家計レベルでみると収入（賃金）に占める拠出や納税の割合が一番の負担感だろう。

表2は製造業の賃金にしめる世帯ごとの所得税や表3は被保険者拠出、そして表4は雇者拠出をあわせた上で、現金給付を控除した結果を示している。

表2：世帯類型及び所得水準別「所得税」割合（総賃金に占める割合％）2000年

世帯類型 子どもの有無 所得レベル(1)	单身				既婚			
	子ども無し 67	子ども無し 100	子ども無し 167	2人 67	2人 100-0	2人 100-33	2人 100-67	子ども無し 100-33
デンマーク	27.7	32.4	40.8	27.7	25.7	27.7	30.5	27.7
フランス	8.8	13.4	18.0	7.6	7.6	8.0	9.4	10.0
ドイツ	15.0	21.5	30.2	-5.3	-0.9	6.8	12.1	15.0
イタリア	14.8	19.3	24.7	9.2	14.9	13.7	16.3	14.9
日本	5.2	6.2	9.5	2.1	2.0	3.7	4.5	5.3
スペイン	5.9	12.1	17.1	0.0	3.0	7.5	7.4	9.1
スウェーデン	23.7	25.9	33.7	23.7	25.9	24.7	25.0	24.7
イギリス	12.6	15.8	18.3	-9.7	13.3	12.6	14.5	12.6
アメリカ	15.9	17.9	24.1	-6.0	7.6	11.3	13.4	16.5

出所；OECD, Taxing Wages 2000-2001, Table 1 より作成

表3：世帯類型及び所得水準別「被用者拠出」割合（総賃金に占める割合％）2000年

世帯類型 子どもの有無 所得レベル(1)	单身				既婚			
	子ども無し 67	子ども無し 100	子ども無し 167	2人 67	2人 100-0	2人 100-33	2人 100-67	子ども無し 100-33
デンマーク	13.1	11.7	10.6	13.1	11.7	13.1	12.2	13.1
フランス	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4
ドイツ	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5
イタリア	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2
日本	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
スペイン	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
スウェーデン	7.0	7.0	5.5	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
イギリス	6.8	7.9	7.8	6.8	7.9	6.8	7.4	6.8
アメリカ	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7

出所；OECD, Taxing Wages 2000-2001, Table 2 より作成

表4：世帯類型及び所得水準別、「所得税、雇用主拠出、被用者拠出（現金給付控除済み）」、合計割合（総賃金に占める割合％）2000年

世帯類型	単身	単身	単身	単身	既婚	既婚	既婚	既婚
こどもの有無	子ども無し	子ども無し	子ども無し	2人	2人	2人	2人	子ども無し
所得レベル(1)	67	100	167	67	100-0	100-33	100-67	100-33
デンマーク	41.2	44.4	51.6	15.4	31.0	36.2	39.1	41.2
フランス	39.6	48.2	50.5	31.6	39.8	39.2	40.7	44.0
ドイツ	46.5	51.8	56.6	29.6	33.3	39.7	44.0	46.5
イタリア	43.3	46.7	50.7	27.1	36.5	40.6	43.7	43.4
日本	23.1	24.1	27.1	20.3	20.2	21.8	22.5	23.3
スペイン	32.8	37.6	41.4	28.3	30.6	34.0	33.9	35.2
スウェーデン	47.9	49.5	54.3	37.9	42.9	43.7	44.9	48.7
イギリス	25.3	30.1	33.0	-6.3	21.4	20.4	24.3	25.3
アメリカ	29.0	30.8	36.6	8.6	21.3	24.7	26.7	29.5

出所；OECD, Taxing Wages 2000-2001, Table5 より作成

社会保障の制度枠組みが社会保険を中心としている国で被用者拠出の負担が重い。一般政府の税財源を中心としている国では、所得税負担が重い。しかし、世帯の違いや子どもの数などによって社会保障給付を受けて最終的には表4のように、各国とも負担割合の乖離は狭まる。

社会保障の給付は、マクロだけからみると一面の理解にとどまる危険性がある。社会保険拠出割合の高い国や税財源の高い国など、マクロでみる全体の負担は重くとも、世帯類型に則して、所得再分配の効果が働いている国では、国民の負担感には違いがある。そのような負担感の違いが、財源を得る場合に社会保険料にするのか税にするのかの選択において、国民の意識に影響するのではないだろうか。増税や保険料値上げについては、政治的な圧力が少なからず国民からかかってくる。かつて、社会保険を推進する人たちは、税金は上げることには抵抗感が強いが社会保険料はそうでもないから財源を確保し易いと考えていた。しかし、一定以上の負担率になれば、社会保険料も税金とおなじく国民の負担感を緩和することは難しい。

税金にするか、社会保険料にするかの選択ではなく、どのように組み合わせその2つを組み合わせることで、国民に理解される負担構造、すなわち持続可能な財源を得ることができるのかを模索しなければならない。マクロ統計から見える負担構造の問題点は限られている。

5. 結語に換えて

ここで用いた基礎資料『社会保護支出統計』では、財源構造が各機能別給付にわかれていない。したがって、たとえば高齢機能の財源をどのようにもとめ、家族の機能の財源をどのように求めているかを見ることができない。それは、同一制度の給付が複数の機能にまたがって計上されているからである。集計上はやむを得ないことだと思うが、もし社会保護の給付の機能が、あるべき財源獲得方法と連動しているなら、どこに財源をもとめるかの議論はもっと簡単になるだろう。今後の課題としたい。

参考文献：

Gerard Abramovici, Social Protection in Europe, Statistics in focus, population and social conditions, Theme3-6/2004, 2004

Eurostat, European social statistics, Social protection, Expenditure and receipts, 1991-2000

OECD, Taxing Wages 2000-2001, 2001

8. フランスにおける社会保険料徴収のあり方に関する研究

江口 隆裕

(筑波大学社会科学系教授)

1 はじめに

わが国では、近年、自営業者等を対象とする国民年金の保険料収納率が著しく低下し、さらには厚生年金等の被用者保険における保険料の適用漏れが問題となっている。その要因としては、経済の長期低迷とそれにもかかわらず引き上げられてきた保険料への負担感、さらには制度の分立による手続きの煩雑さ等があげられよう。

他方、同じ社会保険方式をとるフランスに目を転じると、わが国以上に社会保障制度が複雑に分立しているにもかかわらず、自営業者等も含め、保険料の徴収率は100%近い水準に達していると言われている。もし、それが事実であるならば、その原因を探ることは、彼我の制度構成の差異を超えて、わが国に有益な示唆を与える可能性がある。

本研究では、以上のような問題意識に基づき、フランスにおける社会保険料徴収のあり方をテーマに取り上げることとした。具体的には、まず、商工業被用者を対象とする一般制度における社会保険料徴収システムを調査し、次に一般制度の一元的保険料徴収機関たる社会保障組織中央機構(ACOSS)を概観する。その上で、複雑極まりない非被用者制度における社会保険料徴収システムを調査し、最後に、わが国に与える示唆を検討する。

2 一般制度における社会保険料徴収システム

(1) 一般制度の保険料徴収組織

図-1は、フランスにおける一般制度、つまり民間の商工業被用者を対象とする制度の仕組みをまとめたものである¹。これをみてわかるように、社会保障制度の複雑さに比例して社会保障組織もかなり複雑なものとなっている。

まず全国レベルの社会保障組織としては、医療(労災も含む)、老齢(年金)、家族のリスクに対応して、それぞれ被用者医療保険全国金庫(CNAM)、被用者老齢保険全国金庫(CNAV)及び家族手当全国金庫(CNAF)の3つの全国金庫があり、監督官庁は財政の所管と行政の所管という立場から、財務省と社会省とに分かれている。

しかし、社会保険料の徴収については、全国レベルでは社会保障組織中央機構(Agence Centrale des Organismes de Sécurité Sociale : ACOSS)に一元化されており、実際に保険料を徴収する県レベルの組織も、3つの全国金庫に共通の組織として社会保障・家族手当保険料徴収組合(Union por le Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales : URSSAF) (以下「社会保険料徴収組合」という。)に一本化さ

¹ Jean-Jaques Dupeyroux, Michel Borgetto, Robert Lafore, Roland Rullan, "Droit de la sécurité sociale 14^e éd" DALLOZ, 2001, p.773 の図を一部修正した。

れている。

そもそも、1945年に戦後フランスの社会保障制度が形成された際には、社会保険料の徴収は、医療保険、老齢保険及び家族手当それぞれの金庫が独自に行っていた。しかし、1960年に保険料の納付について共通の規則を作るために社会保険料徴収組合が設立され、さらに1967年には、社会保障組織中央機構が設立されている。このような経緯の下、民間被用者を対象とする一般制度については社会保険料を一元的に徴収する体制が確立されている。

(図一) 一般制度の組織

	財 政	行 政	社 会 保 障 組 織			
国 レ ベ ル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">会計 院</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">財 務 省</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;">社 会 監 察 官</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px; writing-mode: vertical-rl;">社 会 省</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被 用 者 医 療 保 険 全 国 金 庫 (CNAM)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被 用 者 老 齢 保 険 全 国 金 庫 (CNAV)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">家 族 手 当 全 国 金 庫 (CNAF)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">社 会 保 障 組 織 中 央 機 構 (ACOSS)</div>
地 方 レ ベ ル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;">地 方 社 会 衛 生 局</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医 療 保 険 地 方 金 庫 (CRAM) (16)</div>			
県 レ ベ ル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">会 計 検 査 県 委 員 会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">県 出 納 長</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医 療 保 険 初 級 金 庫 (CPAM) (129)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">家 族 手 当 金 庫 (123)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">社 会 保 障 ・ 家 族 手 当 保 険 料 徴 収 組 合 (URSSAF) (105)</div>

(2) 一般制度における資金管理

以上のような組織的役割分担の下、一般制度全体の会計を管理するため、社会保障組織中央機構の名義で当座の流動資金口座が預金供託金庫(CDC)に開設されている。この口座には、歳入として社会保険料その他の拠出金が、歳出として一般制度から支払われる給付が計上される。

保険料等の歳入で歳出を賄えなくなった場合には、預金供託金庫からの借入れ、国庫からの前払いなどの手段がとられる。預金供託金庫からの借入れについては、社会保障組織中央機構と預金供託金庫との間で締結された契約により詳細が定められており、預金供託

金庫からの借入れで対応できなくなった場合に国庫からの前払いが行われることになる。

県レベルでは、社会保険料徴収組合は、保険料収納のための特別口座を有しており、使用者によって振り出された医療、年金、家族手当の社会保険料に係る小切手をここで受け入れる。この納付された保険料は、預金供託金庫を通じて社会保障組織中央機構の口座に集められることになる²。

なお、かつては社会保険料は一括して納付されていたが、1994年以降は、各部門毎の経理が明らかとなるよう医療、年金、家族手当の部門ごとに割り振って納付されるようになった。

(3) 一般制度における社会保険料徴収の仕組み

(ア) 支払義務等の一般原則³

(a) 使用者からの天引き

一般制度では、社会保険料の支払い義務は使用者が負っており、したがって申告義務や違反に対する制裁も使用者に課せられることになる。具体的には、社会保険料は従業員の給与から天引きされ（社会保障法典 L.243-1 条）、使用者負担分と合わせて使用者によって支払われることになる。

(b) 毎月払いの原則

保険料は、従業員の人数が9人までの場合には3ヶ月ごとに、9人を超える場合には毎月支払うのが原則である。

(c) 提出書類

保険料の支払いに際し、使用者は、従業員の数及び保険料の計算方法を記した保険料概要内訳書(Bordereau Récapitulatif des Cotisations : BRC)を社会保険料徴収組合に提出しなければならない。

さらに使用者は、毎年1月31日までに、前年に各被用者に支払った報酬額がわかる社会データ年間報告(Déclaration Annuelle des Données Sociales : DADS)を作成し、税務署と社会保障機関双方に提出するものとされている。

(d) 保険料の消滅時効期間は3年

社会保険料徴収の時効は3年とされており、この期間は支払通知又は督促状の送付のときから計算される（社会保障法典 L.244-3 条）。他方、過払い保険料の返還請求権は、2年で消滅する（社会保障法典 L.243-6 条）。

(イ) 社会保険料未払いに対する制裁

社会保険料の未払いに対しては、以下のような民事上及び刑事上の制裁が課される。

(a) 民事上の制裁

① 遅延加算金

² Ibid.,p817-822.

³ Ibid.,p888-892.

社会保険料の支払期限を過ぎた場合には、10%の加算金が付加される。さらに、この加算金は、支払期限を3ヶ月経過するごとに2%ずつ加算される(社会保障法典 R.243-18 条)。

ただし、次の一定の場合には、この遅延加算金の免除を受けることができる。

第一に、支払いの遅延が初めてで、かつ、遅延保険料額が一定額以下の場合である。この免除は、社会保険料徴収組合の理事長の認可(これは自動的になされる。)によってなされる(社会保障法典 R.243-19-1 条)。

第二に、善意の使用者の場合である。社会保険料支払いの遅延が使用者の善意であることが証明された場合には、使用者は免除申請を行うことができる。ただし、この場合には、使用者は遅延していた保険料の全額を支払うことを要し、遅延が1ヶ月を超えれば0.6%の遅延加算金は免れない(社会保障法典 R.243-20 条)。

② その他の制裁

使用者が明細書や社会データ年間報告を作成せず、又はこれらに虚偽の記載をした場合には、当該申告等に係る従業員1人につき7.5 (1 =130円換算で、975円。換算レートは以下同じ。)の制裁金が課される。ただし、この制裁金は、当該申告書等につき750 (97,500円)を超えることができないとされている(社会保障法典 R.243-16 条)。

③ 保険料未払いの場合の給付の継続

使用者が社会保険料を支払っていない場合でも、初級金庫は、長期疾病にかかる医療保険給付及び労災給付を継続することができる(社会保障法典 L.244-8 条)。

(b) 刑事上の制裁

社会保障法典に定める規則に従わなかった使用者には、以下のような刑事罰も課される。社会保険料の支払いに関しては、法人を罰する規定はないが、自然人たる株式会社の社長や有限会社の業務執行社員などが以下の刑事罰の対象となる。

第一に、使用者が従業員の登録や保険料の支払いに関して違反行為をした場合には、第三等級の罰金(最高450 (約59,000円))が課される(社会保障法典 R.244-4 条)。

第二に、使用者が不法に給与から社会保険料を控除していた場合には、第五等級の罰金(最高3,000 (約39万円))が課される(社会保障法典 R.244-3 条)。

さらに、過去3年以内に社会保険料の不法控除を犯していた累犯者の場合には、2年間の懲役及び3,750 (約49万円)の罰金又はそれらのいずれかが課される(社会保障法典 L.244-6 条)。

(ウ) 手続きの簡素化

届出等社会保険の手続きは企業にとって負担であるばかりでなく、それが過重であれば中小企業を中心に従業員の雇用回避にもつながりかねない。このため、フランスでは、以下のような届出等各種手続きの簡素化に向けた努力が行われてきた⁴。

(a) 企業手続きセンター(CFE)の設置

⁴ Ibid.,p893-896.

企業手続きセンターは1981年3月18日の政令に基づいて設置されたものであり、商工会議所や手工業会議所、社会保険料徴収組合、税務当局などに全国で750カ所設置されている。ここでは、企業の設立申請書を受け付けて、様々な公的サービスに関する手続きを一括して行っている。

なお、この企業手続きセンターに関しては、1994年2月11日のマドラン法によって、申請手続き及び窓口の一本化に法的根拠が与えられた。

(b) 社会データ年間報告(DADS)

1985年以降、フランスでは、給与に関して企業が毎年報告しなければならない様々な行政庁への報告が社会データ年間報告(DADS)という1つの報告書に一本化された。それ以降、企業は、社会データ移転センター(centres de transfer des données sociales : CTDS)という1つの機関に対して、この社会データ年間報告を提出すれば済むようになった。

この社会データ移転センターは、医療保険地方金庫に設けられており、老齢保険全国金庫と連携することになっている。具体的には、この移転センターで得られた情報は、老齢保険全国金庫を通じて、医療保険全国金庫、家族手当全国金庫及び社会保障組織中央機構という社会保障関係の全国組織のほか、税務局及び国立経済統計研究所(INSEE)にも送付される。

(c) 社会保険料の一括申告(DUCS)

1994年2月、社会保険料の徴収機構と企業との関係をより簡素化するための委員会報告が出された。これを受け、同月11日には前述のマドラン法が成立した。この法律によって、社会保険料の一括申告(Déclaration Unique de Cotisations Sociales : DUCS)の制度が創設されている。

この一括申告の制度により、企業は、社会保険料徴収組合のほか、失業保険を担当する商工業雇用協会(ASSEDIC)、補足年金制度であるAGIRCやARRCOそして有給休暇金庫に対する保険料の算定に必要な賃金及び従業員に関する事項を1ヶ所に申告すれば足りるようになった⁵。ただし、この一括申告の制度によっても、毎年1月末までに提出しなければならない社会データ年間報告の提出までは免除されない。

さらに、企業は、DUCSによって認証されたソフトを利用することができ、これによって一括申告の書類を簡単に作成することができる(DUCSペーパー)。さらにDUCSは、ミニテルと呼ばれる通信小型端末によって認証されており(36-14 DUCS)、これによってオンライン振込みを行うこともできる。また、DUCSはデータ通信を利用することもできる(DUCS-EDI)、インターネットを利用した支払いも可能である。

(d) 新規雇入れの一括申請(DUE)

1995年から、新規雇入れ一括申請(Déclaration Unique d'Embauche : DUE)の制度がスタートしている。使用者は、新たに被用者を雇入れた場合には、管轄の社会保険料徴収組

⁵ MEMENTO PRATIQUE FRANCIS LEFEBVRE Social 2003, Edition Francis Lefebvre, 2003, p.391-392.

合等に対して様々な届出等をしなければならないが、この一括申請手続きによれば、新規雇入れの場合に必要な 12 にも及ぶ様々な手続きを一括して行うことができ、しかもこれは、情報端末からも申請することができる⁶。

ちなみに、非被用者たる自営業者がこの一括申請手続きを利用した場合には、以下の 8 つの手続きを一括して行うことができる⁷。(() 内は、届出等の宛先)

- ・雇入れの事前届出(URSSAF)
- ・最初の雇入れの届出(URSSAF、ASSEDIC、INSEE、CRAM、DDTEFP、税務署)
- ・一般制度への登録(CRAM、CPAM、INSEE)
- ・失業保険への加入(ASSEDIC)
- ・労働衛生サービスへの加入
- ・労働衛生サービスへの新規雇入れの届出
- ・パートタイム労働者雇入れに係る保険料控除適用の届出
- ・社会データ年間報告の事前作成(CRAM)

(e) 社会保険料の 1ヶ所払い

手続きの簡素化を図るため、社会保障組織中央機構では、社会保険料支払い手続きの簡素化を行っている⁸。

複数の事業場を持つ企業は、本来であれば各事業場毎に保険料を納付しなければならないが、社会保障組織中央機構の理事会の承認を受ければ、企業は、複数の事業場の社会保険料を 1ヶ所の社会保険料徴収組合で一括して支払うことができる。

この制度の利用企業は年々普及しており、2002 年現在、対象被用者の 21.9%がこの制度の利用者となっている。

(f) 電子手続き

同様に、社会保障組織中央機構では、電子手続きも推進している⁹。2002 年末現在、インターネットや電子メール、ミニテルなどの電子手続きの利用は、対前年比 20%増の 332,000 件となっている。電子申告は、対前年比 60%増の 240 億 (約 3.6 兆円) となっており、電子支払いは、対前年比 50%増の 280 億 (約 3.1 兆円) となっている。

3 社会保障組織中央機構(ACOSS)の概要

ここで、一般制度の社会保険料徴収を一元的に行っている社会保障組織中央機構を概観しておく。

(1) 役割

(ア) 保険料等の徴収及び配分

⁶ Jean-Jaques Dupeyroux et al,(not.1),p895.

⁷ URSSAF , “Professions Indépendantes – la protection sociale du créateur d’entreprise” 2003.

⁸ <http://www.acoss.fr/site/chiffres/versement.php>.

⁹ <http://www.acoss.fr/site/chiffres/teleproc.php>.

社会保障組織中央機構の主な役割は、徴収した社会保険料及び一般社会拠出金(CSG)と社会保障債務返済拠出金(CRDS)という 2 種類の社会拠出金を全国から集めてこれを管理し、一般制度の 4 つの部門（医療保険、労災、年金及び家族手当）に配分することにある¹⁰。そのため、社会保障組織中央機構は、全国 105 の社会保険料徴収組合と海外県の 4 つの社会保障一般金庫(CGSS)を統括している。

具体的には、

- ・社会保険料徴収組合と社会保障一般金庫が 5 百万以上の企業、個人、自営業者などから社会保険料、社会拠出金及び関連する租税などを徴収し、
- ・社会保障組織中央機構が徴収した保険料等を、医療保険、労災、老齢、家族手当の各全国金庫、さらには社会保証債務償還金庫や老齢連帯基金のように徴収を委託された機関に配分する。

なお、従来は社会保険料の徴収のみがその役割であったが、1991 年に一般社会拠出金が、95 年には社会保障債務返済拠出金が導入されたことにより、社会保険料徴収組合や社会保障組織中央機構の業務は拡大している。その結果、2002 年には、2,600 億（約 33 兆 8,000 億円）を超える資金が徴収され、配分されており、これはフランスの国家予算に匹敵する規模となっている。

（イ）一般制度の資金管理

社会保障組織中央機構は、一般制度における保険料等の徴収及び配分の役割を担うだけでなく、社会保障金庫の銀行として、その資金管理的役割も担っている。

この役割を果たすためには、保険給付の支払いに充てられるように、徴収した保険料を速やかに配分することが重要であり、このため、社会保険料徴収組合が徴収した保険料は、翌日には給付機関に配分できるようになっている。

また、資金の効率的活用を行うため、社会保障組織中央機構は、医療保険、労災、年金、家族手当という一般制度の 4 つの部門について、それぞれの収支区分を明確にしつつ、資金は集中して共通に管理することとしている。

そのために、社会保障組織中央機構は、

- ・400 以上の社会保障機関の資金フローを管理し、
- ・期間の収支を予測し、
- ・受け入れ資金と支払い予定とが均衡するように常に注意を払っている。

さらに、社会保障組織中央機構における各種データは、政府によって分析され、社会保障予算法の基礎データとしても役立っている。

（ウ）その他の公共サービス

上記以外にも、社会保障組織中央機構は、様々な公共サービスを行っている。

まず、保険料負担者に対するサービスを向上させるため、顧客満足度に関する調査を行

¹⁰ 以下は、ACOSS でのヒアリングの際に入手した資料等による (<http://www.acoss.fr/>参照)。

い、他の社会保障組織と連携してサービスの向上に努めている。

また、企業等に関する社会・経済データを収集し、これを他の社会保障組織や政府に提供している。

また、企業のほか、職人、自由業、公共団体、使用者個人など一般制度以外の職種に関しても、保険料徴収業務を請け負っている。さらに、アンケート調査や顧客のニーズを踏まえ、社会保障関係の申請書の作成やインターネットを通じた支払いの援助、知識の普及なども行っている。

(2) 組織

(ア) 理事会

他の社会保障金庫と同様、社会保障組織中央機構の意思決定機関は理事会(*conseil d'administration*)であり、ここで、予算、決算のほか、保険料徴収業務等の重要事項について意思決定が行われる。

この理事会は、社会保険料徴収組合の代表 4 名のほか、労使双方の代表及び監督官庁の代表など計 30 名によって構成されるのが原則である。しかし、2001 年の理事の改選に際し、使用者側が代表の推薦を拒否したため、現在は、被保険者代表として、CGT、FO、CFDT、CFTC、CFE/CGC という 5 つの労働組合の代表者 5 名と、使用者側代表として職人組合の代表 1 名、自営業者代表 2 名などが理事になっているにすぎず、全体で 21 名の理事構成となっている。

(イ) 監査委員会

1996 年の社会保障改革によって、一般制度の全国金庫に監査委員会(*conseil de surveillance*)の設置が義務付けられた。この監査委員会は、社会保障組織中央機構と国との間で結ばれた協定が遵守されているかどうかを監視するのをその任務としている。

(ウ) 執行機関

理事長、副理事長のほかに、出納役、全国監査委員会、理事会事務局などが置かれ、理事長の下に財政・制度部、徴収情報システム部、統計調査予測部など 7 つの部局が置かれている。

さらに、社会保障組織中央機構のほか、全国で 105 の社会保険料徴収組合、4 つの社会保障一般金庫(CGSS)、7 つの情報センターがあり、これらすべての組織を合わせると、職員数は 14,500 人に上る。しかし、これらの人件費を含めた徴収コストは、徴収額の 0.4% 程度に過ぎないとのことである。

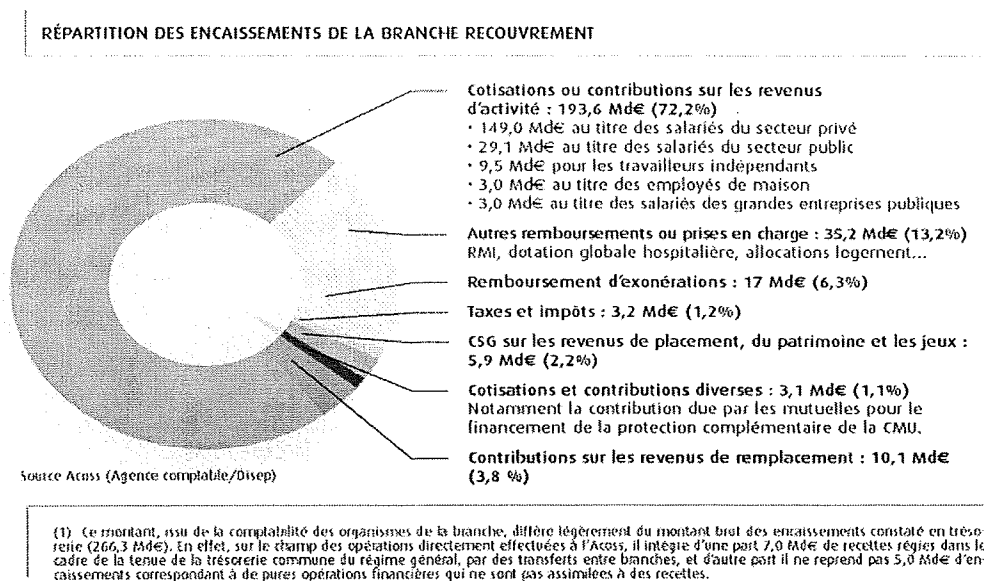
(3) 業務実績

(ア) 徴収額

2002 年には 2,682 億 (約 35 兆円) の徴収実績があり、対前年比 3.6% の増加となっている。その内訳は下図のとおりであり、給与所得に課せられる社会保険料・社会拠出金が

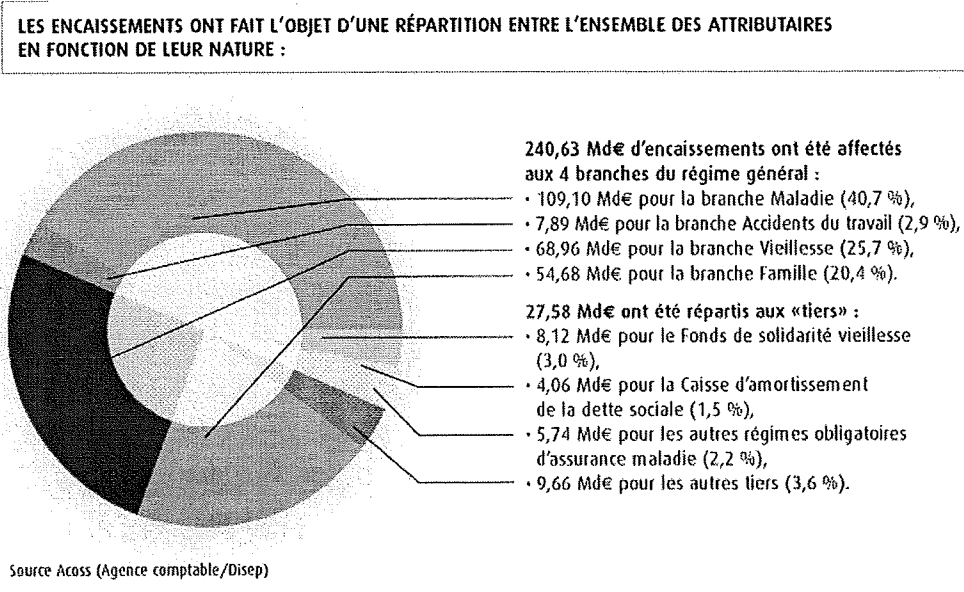
72.7%と太宗を占め、以下、その他の償還金（13.2%）、免除償還金（6.3%）の順になっている。

（図－2）ACOSS で徴収した保険料等の内訳



次に、その配分先をみると、医療保険（40.7%）、労災（2.9%）、年金（25.7%）、家族手当（20.4%）と一般制度が 89.7%を占めており、これに老齢連帯基金（3.0%）、その他の医

（図－3）ACOSS の配分先の内訳



療保険制度（2.2%）、社会保証債務償還金庫（1.5%）が続いている。

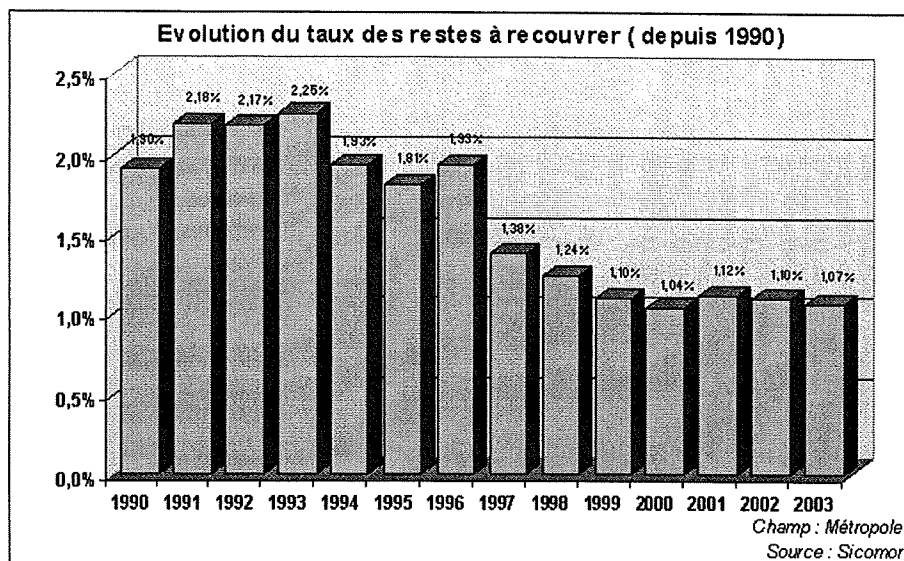
ちなみに、徴収の対象となる一般制度の被保険者数は、2002年で1,734万人であり、対前年比1.8%の伸びとなっている。

(イ) 徴収率

次に、これら保険料等の未収率をみると1990年以降1~2%となっており(図-4参照)、裏返せば徴収率は98~99%ということになる。景気動向によって徴収率は影響を受けるとのことであるが、それにしても極めて高い徴収実績である。

ただ同時に、保険料免除の割合が増加していることに注意を要する。社会保険料徴収組合が集めるべき社会保険料のうち免除を受けた保険料の割合は、1991年の1.3%から2002年には9.0%へと急増している。ただ、免除要因で一番大きいのが、35時間労働制への移行に伴う中小企業に対する免除であり、景気の影響というよりは政策要因によるものがほとんどである。

(図-4) ACOSSの未納率の推移



3 非被用者制度における社会保険料徴収システム

(1) 非被用者制度の概要

フランスの社会保障制度の中でも、非被用者(non-salariés)のための制度は特に複雑に細分化されており、その全体像を正確に把握すること自体、容易ではない。

年金制度を例にとると(表-1参照)、まず、被用者(salariés)のための制度として商工業被用者を対象とする一般制度(régime général)があり、さらに、地方公務員やフランス電気・ガス公社、フランス国鉄など特定の職域を対象とする特別制度(régimes spéciaux)及び農業労働者制度がある。ただし、農業については、その特殊性から、農業経営者も含めて、農業制度(régime agricole)ととらえることも多い。

このほかに、フランスで《non-non》と呼ばれる、被用者でもなく、農業制度でもない自

営業者等の制度として、職人、自営業者、弁護士等多様な制度が分立した分野があり、この分野が最も細かく分立した複雑な制度構成となっている。

さらに、年金制度の場合には、上述の被保険者種別による区分に加えて、基礎的制度(régimes de base)と補足的制度(régimes complémentaires)という1階部分と2階部分に相当する区分が存在し、しかも職種によっては1つの制度が両方を兼ねている場合もあるため、より複雑さが増している。その結果、年金制度だけでも、基礎年金制度で約150、補足年金制度で約400の金庫があると言われており、これに医療保険制度が加わると、ほとんど理解不能とっていいほどに複雑な様相を呈することになる。

(表-1) フランス年金制度の概要¹¹

	基礎的制度 (約 150)	補足的制度 (約 400)	拠出者数 A(千人)	受給者数 B(千人)
農業労働者	農業共済組合 (MSA) (83 金庫)	ARRCO (44 制度、90 の金庫)	665	2,035
商工業の被用者 (一般制度)	被用者老齢保険金庫 (CNAV)	AGIRC (43 金庫)	15,200	9,000
公共・準公共部門の公務員・被用者 (特別制度)	公務員		2,500	1,600
	地方公務員・病院		1,600	560
	電気・ガス		152	116
	国鉄		178	263
	パリ市交通公社		41	33
	フランス銀行、コメディ・フランセーズ等			
農業経営者	農業共済組合 (MSA) (83 金庫)	COREVA (任意制度)	697	2,200
職人	CANCAVA (32 金庫)		494	600
商人・自営業者	ORGANIC (53 金庫)		643	933
自由業	CNAVPL (12 の職域)		444	143
弁護士	CNBF (弁護士)			
宗教	CAMAVIC			

(2) 非被用者制度の保険料徴収組織

さてここでは、最も複雑な様相を呈する、《non-non》と呼ばれる農業以外の非被用者制

¹¹ Observatoire des Retraites, Les chiffres de la retraites, Dossier spécial de l'observatoire des retraites, mars 2002 No.3, p.10 及び Dominique Argout, "Les retraites", La protection sociale en France, La documentation Française, 2001, p.78-79 を基に作成。

度の保険料徴収システムを概観することにした¹²。

まず、この分野に係る保険料徴収ルートとしては、それぞれのリスクに対応して、社会保険料徴収組合 (URSSAF)、自営業医療保険 (AMPI)、そして老齢金庫の3つがある。

(ア) 社会保険料徴収組合 (URSSAF)

社会保険料徴収組合は、一般制度に係る社会保険料等のほか、非被用者の職業収入に課される一般社会拠出金 (CSG)、社会保障債務償還拠出金 (CRDS) 及び家族手当の個人保険料を徴収している。このほか、職業訓練の保険料 (職人は除く。) や医師が支払う地域組合への拠出金も徴収している。

(イ) 自営業医療保険 (AMPI)

非被用者のうちの自営業者を対象とする自営業医療保険制度 (Assurance Maladie des Professions indépendantes : AMPI) については、(3) (ウ) で述べる地域医療金庫 (CMR) が担っている。この組織は全国に31あり、166の保険会社等の組織 (OC) と協定を結んでいる。

どの保険会社を利用するかは加入者の選択に委ねられており、これら保険会社等が強制的制度としての医療・出産保険の保険料を徴収し、地域医療金庫を通して、全国組織たる非被用者医療・出産保険全国金庫 (Caisse Nationale d'Assurance-Maladie des travailleurs non salariés non agricoles : CANAM) に集められる。この非被用者医療・出産保険全国金庫の保険料額は、2002年現在28億 (約3,700億円) となっている。なお、このように、民間の保険会社が保険料を徴収している点が、大きな特色である。

(ウ) 老齢保険 (年金)

老齢保険については、以下のように職種によって制度が分かれており、したがって、それぞれの職種ごとにその属する制度に基礎年金保険料、補足年金保険料を納めることになる。また、これらの組織では、年金に課される社会拠出金 (CSG 及び CRDS) も合わせて徴収している。

- ・職人…職人老齢保険調整自治金庫 (Caisse Autonomie de Compensation de l'Assurance Vieillesse Artisanale : CANCAVA) のネットワーク (職種横断的金庫が30、特定職種用金庫が2ある。) を通じて保険料を徴収する。具体的には、職人老齢保険 (Assurance Vieillesse des Artisans : AVA) が保険料徴収等を担当しているようである。この金庫ではこのほかに、強制加入の障害・遺族年金保険料、さらには任意加入の補足年金保険料も徴収している。
- ・商人…商工業全国自治組織 (Organisation Autonome Nationale de l'Industrie et du Commerce : ORGANIC) のネットワーク (職種横断的金庫が26、特定職種用金庫が5ある。) を通じて保険料を徴収する。このほか、商工業全国自治組織では、強制加入の障害・遺族年金保険料、任意加入の補足年金保険料を徴収し、さらに、企業連帯社会拠出

¹² Philippe DUMAS, Jean-Jacques SANVERT, François MERCREAU et al, “ Rapport d'enquete provisoire sur le recouvrement unique des cotisations et contributions sociales des travailleurs indépendants ”, République Française, 2003.

金(CSSS)、商人・職人援助税(TACA)も徴収している。

- ・自由業…弁護士・医療職以外の自由業については、自由業老齢保険全国金庫(Caisse Nationale d'Assurance-Vieillesse des Professions Libérales : CNAVPL)が保険料を徴収する。この金庫は、12の職種別部門に区分されている。
- ・弁護士…弁護士全国金庫(Caisse Nationale Barreaux français : CNBF)が保険料を徴収する。

(3) 具体的な社会保障制度加入手順

ここで、フランスで自営業を営もうとする場合にどのような手順で社会保障制度への加入が決定されていくのかを見てみよう¹³。ここで言う自営業者とは、農業でもなく、被用者でもない《non-non》たる自営業者等を言う。

(ア) 職業と企業形態の選択

まず、その仕事の性格に応じて、職人(ad artisanat)か、商工業自営業(du commerce ou de l'industrie)かのいずれかに属することになる。

次に、以下の中から企業形態を選択する。

- ・個人経営(entreprise individuelle)
- ・合名会社(société en nom collectif : SNC)
- ・有限会社(société à responsabilité limitée : SARL)
- ・有限責任一人企業(entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée : EURL)

さらに、多数資本を所有するか否かといった会社内での地位に応じて、社会保障の適用に関する個人の法的地位は、以下の表のように自営業者か、被用者かに区分されることになる。

(表-2) 自営業の社会保障法上の位置付け

	自営業者	被用者
個人経営	企業家	—
合名会社	共同経営者	—
有限会社	多数資本保有業務執行者 多数資本所有会議所属業務執行者 多数資本保有非業務執行社員	少数資本保有有給業務執行者 多数資本所有会議所属有給業務執行者 少数資本保有有給社員
有限責任一人企業	一人業務執行社員 非業務執行一人社員	非社員有給業務執行者

(イ) 企業情報センターへの登録

以上の確認が終わったら、商工会議所等に設置されている企業情報センターに行き、企

¹³ URRSAF ,(not.7),p21.

業の登録を行う。このセンターでは、行政、社会保障及び税に関するすべての手続きを、1つの書類によって行うことができる。ただし、以下のようにその職種によってどこの企業情報センターに行くべきかが違って来るので注意を要する。

- ・職人及び手工業的商人 …… 手工業会議所
- ・自営の商人及び工場経営者 …… 商工会議所
- ・代理商 …… 商事裁判所書記課

(ウ) 自営業者の属する社会保険制度の種類

上記登録によって、自営業者が属する社会保障制度が確定する。ちなみに、自営業者に係る社会保障制度及びその主な役割をリスク毎に整理すると、次のとおりとなる。

○医療・出産保険

- ・地域医療金庫(Caisse Maladie Régionale : CMR)…社会保障法典では、地域共済金庫(Caisse Mutuelle Régionale)と規定されているが、地域医療金庫と呼ばれることが多い。ここでは、新規加入者の登録、保険料計算、医療監視、保健福祉サービス、疾病予防等を行っている。なお、一般制度にける地方レベルの組織である医療保険地方金庫(CRAM)とは別の組織なので、注意を要する。
- ・協定を結んだ組織(Organisme Conventionnée : OC)…疾病、出産、傷病手当金に係る保険料の収納及び保険給付の支払いを行う。この協定を結んだ組織は全国で166あり、うち保険会社が70、共済組合が96となっている¹⁴。これら民間組織で徴収された保険料は、非被用者医療・出産保険全国金庫に移管される。

○職人に係る退職、障害、死亡保険

- ・職人老齢保険(AVA)…職人老齢保険は、職人に関する基礎年金だけでなく、補足年金、さらには障害年金及び遺族年金を管理運営している。

○商人に係る退職、障害、死亡保険

- ・商工業全国自治組織(ORGANIC)…商工業全国自治組織は、商工業自営業者に係る基礎年金、障害・遺族年金を管理運営している。また、任意加入の補足年金も提供する。

○家族手当その他

- ・社会保険料徴収組合(URSSAF)…社会保険料徴収組合は、自営業者に係る家族手当保険料及び社会拠出金も徴収する。ちなみに、家族手当については、被用者、非被用者ともに家族手当金庫に一本化されている。

(エ) 非被用者に係る社会保障組織

以上の農業以外の非被用者に関する社会保障の適用関係をまとめると、表-3の通りとなる。なお、この表には、自営業だけでなく、自由業等の非被用者も含まれている。

この表をみて分かるように、この分野では職種毎に制度が細分化されており、保険料納付義務を負う使用者は、少なくとも3つ、多ければ5つの窓口足を運ばなければならない

¹⁴ Philippe DUMAS et al, (not.12), p8.